

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降一〇八四番地、最後の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降一〇八四番地
被相続人 亡 渡邊タツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日
事務所和歌山県四番丁三七番地秋桜舎三階
山口修法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅尾 隼人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市鶴海二〇八九番地一、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄二五一番地一六
被相続人 亡 北條 秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日
岡山市北区南方二丁目二番一〇号山本屋ビル三階
相続財産清算人 弁護士 三村 輝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市高良内町二五七番地五、最後の住所福岡県久留米市高良内町二五七番地五
被相続人 亡 原口 裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日
福岡県久留米市日吉町二六一三六明治通ビル二階
相続財産清算人 弁護士 荻原 知明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市有喜町一八五番地、最後の住所福岡県豊前市大字四郎丸二八一番地
被相続人 亡 濱口 静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日

事務所 福岡県豊前市大字今市一四四番地
一 高瀬事務所
相続財産清算人 司法書士 高瀬 忠通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷一四二九番地、最後の住所長崎県長崎市緑が丘町一番六七号ウエリナードコーナ三〇一
被相続人 亡 福長 剛芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十五日
長崎県長崎市元船町六番六号大波止松尾ビル五〇二
相続財産清算人 弁護士 今井 悠人

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一 対象土地 岐阜県下呂市萩原町大ケ洞字中ノ林四二番一、同中ノ林六六番一、同寺垣内八七七番二、同中ノ林六番、同中ノ林七番一、同中ノ林七番二、同中ノ林七番三、同中ノ林八番、同前野一〇五八番

二 供託所 岐阜地方裁判所高山支局
三 供託番号 令和八年度金第四号
四 供託金額 二、八二二、三八〇円
五 裁判所 岐阜地方裁判所高山支部
六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和六年(チ)第四号

令和八年五月十五日
岐阜県高山市昭和町二一〇〇一〇 大久保ビル二階A号室
所有権不明土地管理人 清水 卓也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 小林 孝二
住所 東京都世田谷区松上水四丁目一〇番一
三 号 榎本方二〇一

二 生年月日 昭和十五年五月十二日
三 供託所 東京法務局
三 供託番号 令和八年度金第二一〇一

四 供託金額 三三三、八四八円

五 裁判所 東京家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和五年(家)第七一七七号
令和八年五月十五日

二 東京都新宿区左門町六七一七鯉江ビル七〇二号室 東京クローバー法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 野嶋 真人

相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
令和8年5月15日

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

記

[掲載順序]
① 商号又は名称 ② 免許証番号 ③ (代表者の) 氏名 ④ 事務所の所在地 ⑤ 営業保証金の額 ⑥ 申出書提出先 ⑦ 掲載者住所、商号又は名称及び氏名

① ソウ・ツウ・アセツトマネジメント株式会社 ② 東京都知事(2)98964 ③ 代表取締役 佐藤種夫
④ 東京都渋谷区恵比寿西二丁目19番9号 ⑤ 1000万円 ⑥ 東京都知事 ⑦ 東京都渋谷区恵比寿西二丁目19番9号 ソウ・ツウ・アセツトマネジメント株式会社 代表取締役 佐藤種夫

① 大成ロテック株式会社 ② 東京都知事(3)33255 ③ 代表取締役 加賀田健司 ④ 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 ⑤ 1000万円 ⑥ 東京都知事 ⑦ 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 大成ロテック株式会社 代表取締役 加賀田健司

① 日鉄興和不動産株式会社 ② 国土交通大臣(5)6908 ③ 代表取締役 三輪正浩 ④ 東京都港区赤坂一丁目8番1号 廃止した従たる事務所 兵庫県姫路市飾磨区清水95番地5 ⑤ 500万円 ⑥ 関東地方整備局長 ⑦ 東京都港区赤坂一丁目8番1号 日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 三輪正浩

① 株式会社テナービーエヌマネジメント ② 東京都知事(1)第110542号 ③ 代表取締役 野中大典 ④ 東京都品川区西五反田7-13-6 ⑤ 1000万円 ⑥ 東京都知事 ⑦ 東京都品川区西五反田7-13-6 株式会社テナービーエヌマネジメント 代表取締役 野中大典

① 株式会社イー・スナート・オンライン ② 東京都知事(5)079694 ③ 代表取締役 春田新一 ④ 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 ⑤ 1000万円 ⑥ 東京都知事 ⑦ 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 株式会社イー・スナート・オンライン 代表取締役 春田新一